

災害廃棄物対策に係る専門支援機関の活動における 基本的な方針

令和8年9月16日

環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

目次

第1 本方針の目的・対象

1. 目的
2. 対象となる関係者
3. 本方針の根拠・位置づけ

第2 災害廃棄物対策に係る専門支援機関とは何か

1. 定義
2. 設置の背景
3. 基本原則
4. 災害廃棄物対策に係る専門支援機関が保有する専門性

第3 関係者の役割

1. 関係者の役割
2. 被災自治体・支援自治体・民間事業者との連携
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 災害廃棄物対策に係る専門支援機関の具体的な業務
3. 関係機関との連携

第4 支援の内容

1. 平時
2. 発災時
 - (1) 発災時の基本的な役割
 - (2) フェーズ別の支援

第5 支援の流れ

1. 平時
2. 発災時
 - (1) 現地支援チームの派遣
 - (2) 現地支援チームの基本構成
 - (3) 被害規模別の派遣パターン

第6 継続的改善

1. 継続的改善の実施

第 1 本方針の目的・対象

1. 目的

災害廃棄物対策に係る専門支援機関の活動における基本的な方針（以下、「本方針」という）は、令和 8 年 9 月に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「改正廃棄物処理法」という）により措置された災害廃棄物対策に係る専門支援機関が、平時・発災時を問わずシームレスに、自治体に対し実効的な支援を行うための基本的な考え方と運用方法を定めるものである。

2. 対象となる関係者

本方針の関係者は以下のとおりとする。

環境省本省、地方環境局

自治体（都道府県、市町村）

災害廃棄物対策に係る専門支援機関

民間事業者（廃棄物処理事業者、建設事業者、コンサルタント等）、関係団体（廃棄物関係団体、学術機関等）

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）構成員

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）登録者

その他、災害廃棄物対策に関わる関係者

3. 本方針の根拠・位置づけ

改正廃棄物処理法第 23 条の 2 の 2¹第 1 項において、国は自治体に対する災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発の推進に取り組むことが位置づけられた。それを受けて、同条第 2 項において、国が行う事務は「中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他の機関に委託することができる」と規定され、国の事務の委託先を、「災害廃棄物対策に係る専門支援機関」と呼称する。

¹ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第 137 号）

（非常災害廃棄物の処理に関する情報の提供等）

第二十三条の二の二 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を推進するものとする。

2 国は、前項に規定する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発に関する事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他の機関に委託することができる。

これを受けて、本方針では、関係者の役割分担、災害廃棄物対策に係る専門支援機関の支援内容、平時・発災時の支援の流れを整理し、自治体を中心とする関係者に災害廃棄物対策に係る専門支援機関の活動方針を周知することで、円滑かつ迅速な支援を実現するとともに、関係者による災害廃棄物対策に係る専門支援機関の活用促進を図るものである。

なお、本方針は全ての規模の災害を対象としたものであるが、そのうち、南海トラフ地震等の大規模災害については、国の代行処理をはじめとする特例措置の活用が想定されるなど、他の災害とは対応の前提が異なる部分も含まれることを踏まえ、今後更に検討を進めていくとともに、大規模災害に対応する行動計画の策定を行う予定としている。

また、今後、災害の種類（地震・水害等）・規模等を踏まえた支援フローのシステム化に係る検討を進めるとともに、災害廃棄物対策に係る専門支援機関による支援実施例、及び自治体の災害廃棄物対策に資する各種様式等の情報提供や各種マニュアル等の策定・改定を予定しており、本方針についても今後の各種活動を通じて得た知見・経験を踏まえ、PDCA サイクルを継続的に実施し、不断の見直しを行うものとする。

第2 災害廃棄物対策に係る専門支援機関とは何か

1. 定義

災害廃棄物対策に係る専門支援機関とは、国による自治体の災害廃棄物対策への支援を補完するとともに、自治体が行う災害廃棄物対策において、自治体単独では対応することが困難な業務の実務支援を通じた事業推進役として、自治体が行う災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の促進を図る機関である。

自治体の災害廃棄物対策事業の推進にあたっては、国とともに、発災時に必要となる支援（人材、資機材等）の全国的な調達体制の構築を行うとともに、これまでの災害のデータ・知見の蓄積・提供と災害廃棄物に関する調査研究及び技術開発の推進により、全国共通かつ横断的な支援を展開することで、全国的な災害廃棄物対応力強化を図っていく。

災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、こうした平時・発災時の支援を通して得た災害廃棄物対策に係る経験・専門的知見の蓄積を行うことで、関係者の意思決定や現場実務を支える災害廃棄物対応における専門集団となることを目指す。

なお、現時点で、災害廃棄物対策に係る専門支援機関としての具備要件に合致する機関として具体的に挙げられているのは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）である。

2. 設置の背景

近年の大規模・頻発化する災害により、自治体においては、人員・専門的知見の不足、仮置場候補地・災害廃棄物推計量等の事前計画の不足といった課題が認識されている。災害の規模や種類、自治体の体制に応じて、安定的かつ継続的に支援を行う仕組みの確立が不可欠であることから、災害廃棄物対策に係る専門支援機関の制度的な位置づけが必要とされた。

3. 基本原則

災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、自治体に代わって廃棄物処理を行う機関ではなく、自治体が処理主体としての役割を果たせるよう、平時から発災時までシームレスに支援する機関である。支援に当たっては、自治体の自主性・自律性を尊重することを旨とする。

4. 災害廃棄物対策に係る専門支援機関が保有すべき専門性

災害廃棄物対策に係る専門支援機関がその役割を果たす上で保有すべき専門性は、以下のとおりである。これらの専門性を活かし、自治体や国が行う災害廃棄物対策の実務を支援するとともに、民間事業者・支援自治体等による効率的かつ効果的な支援の実現に向けた調整を行う。また、発災時を想定し、不測の事態や緊急時に柔軟に対処する能力も求められる。

これらの専門性を組織として継続的に高めていくため、廃棄物処理事業や建設事業、自治体の災害廃棄物対応などに関する知見を幅広く取り入れるとともに、実務を通じて得られる知見・経験を組織内で蓄積・共有し、専門的かつ実践的な対応力の向上を図る。

専門性の区分	内容
災害廃棄物処理に関する専門性	・ 災害廃棄物処理のプロセス・フローのルールに基づいた適正化能力 ・ 計画策定とシミュレーション能力
調査研究・技術開発に関する専門性	・ データの収集、評価能力 ・ 現場実態を踏まえた課題分析能力 ・ 処理技術や業務手法の調査、開発能力 ・ 社会実装化、知見蓄積・発信能力
リソース調達・施工監理に関する専門性	・ 連携ネットワーク構築能力 ・ 現場に必要なヒトやモノの調達力 ・ 仮置場運営・公費解体工事における施工監理能力 ・ 工程管理能力、品質管理能力
行政事務に関する専門性	・ 発注・契約などの行政手続遂行支援能力 ・ 実務プロセスのシステム化・明文化能力
全体調整に関する専門性	・ 上記の専門性を活用し、事業を推進していく全体調整能力

第3 関係者の役割

1. 関係者の役割

環境省本省が全国レベル、環境省地方環境局が地域ブロックレベル、自治体が地方公共団体レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進める。その中で、災害廃棄物対策に係る専門支援機関が自治体や国の災害廃棄物対策の推進役として調整事務等の実務支援を担い、支援自治体は自治体間支援の枠組み等を活用し被災自治体の支援を行う。また、民間事業者や専門家等は保有する技術・科学的知見等の提供により被災自治体が行う災害廃棄物処理の実施及び協力を行う。これら関係者が平時から発災時まで切れ目なく有機的に連携し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制を構築する。

環境省（本省・地方環境局）、災害廃棄物対策に係る専門支援機関、自治体及び民間事業者・関係団体の平時・発災時それぞれの役割は以下のとおりとする。

関係者	平時の主な役割	発災時の主な役割
環境省本省	全国共通の対応基盤の整備による国全体の対策方針立案	災害対応の司令塔
	<例> ・ 制度、マニュアル等の整備 ・ 研究・技術開発の推進 ・ 各種支援制度等の整備（D.Waste-Net、人材バンク 等）	<例> ・ 災害廃棄物処理全体の進捗管理 ・ 関係機関等への支援要請、全国的な支援調整 ・ 災害廃棄物処理・廃棄物処理施設復旧等への財政支援 ・ 代行処理
環境省地方環境局	地域ブロック単位の対応基盤の整備による地域ブロックにおける広域連携体制の構築	・ 被災自治体の支援窓口・現地支援統括 ・ 地域ブロックにおける広域連携調整
	<例> ・ 地域ブロック行動計画の改定 ・ 地域ブロック内の災害廃棄物処理計画策定・改定、協定の締結状況等の進捗管理 ・ 地域ブロック合同訓練・研修等の企画立案・進捗管理	<例> ・ 発災時に自治体が策定する災害廃棄物処理実行計画の策定方針に係る意思決定支援（広域処理の要否・体制、処理方針、処理期間の設定等） ・ 地域ブロックでの広域連携処理の要請・調整 ・ 災害査定
災害廃棄物対策に係る専門支援機関	・ 自治体、国が行う対応基盤整備における一部実務の遂行 ・ 災害廃棄物対策に係る専門的知見を有する人材の蓄積	・ 標準ツールの提供、支援体制構築を含む、被災自治体、国が行う災害廃棄物処理に係る一部実務の遂行 ・ 経験的知見の蓄積、提供
	<例> ・ 自治体の災害廃棄物処理計画策定・改定支援 ・ 協定締結等の広域連携体制構築の支援 ・ 全国共通の訓練・研修等のプログラム開発、実施 ・ 調査研究及び技術開発の推進	<例> ・ 被災自治体の被害状況の確認、災害廃棄物発生量推計の算定

	・ 災害廃棄物処理に係る管理システムの整備 ・ 知見蓄積・情報発信	・ 被災自治体における支援ニーズ把握、支援方針の立案、人的・技術支援のマッチング・派遣調整 ・ 被災自治体の災害廃棄物処理に係る発注・契約・施工監理等各種事務支援 ・ 国の統括支援事務等への支援
被災都道府県	・ 域内市町村の対応基盤整備への支援 ・ 広域連携体制の構築	・ 域内市町村への広域調整等の支援 ・ 事務委託による処理遂行
	<例> ・ 災害廃棄物処理計画の策定・改定 ・ 災害支援協定の締結等 ・ 災害廃棄物対策に係る訓練・研修等の実施	<例> ・ 域内の進捗管理 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 域内市町村の広域調整、協定等に基づく関係団体調整等 ・ 市町村から事務委託を受けた場合の処理遂行
被災市町村	域内の対応基盤の整備による主体的な処理体制の確立	域内の災害廃棄物処理の実施による住民の生活環境の保全
	<例> ・ 災害廃棄物処理計画の策定・改定 ・ 災害支援協定の締結等 ・ 災害廃棄物対策に係る訓練・研修等の実施	<例> ・ 被害状況の確認 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ し尿及び生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬、処理、公費解体の実施 ・ 災害報告書の作成
支援自治体	自治体間支援に向けた体制整備および経験・知見の蓄積	被災自治体（都道府県・市町村）への知見提供、広域処理及び活動支援
	<例> ・ 自治体間の支援協定の締結 ・ 人材バンクへの職員推薦・登録・研修への参画 ・ 地域ブロック協議会への参画 ・ 過去の災害対応に係る資料・様式・ノウハウの整理・共有	<例> ・ 人材バンクや地域ブロック行動計画に基づく職員の派遣 ・ 方針検討等への知見提供 ・ 広域処理の実施 ・ 事務作業等の活動支援
民間事業者・関係団体※	技術、科学的知見等の提供による関係者への協力	・ 技術、科学的知見等の提供による災害廃棄物処理への協力 ・ 廃棄物の適正処理
	<例> ・ 技術、科学的知見等の集積、検証、発信等 ・ 自治体等との災害支援協定の締結等 ・ 地域ブロック協議会、訓練・研修等への参画	<例> ・ 自治体が行うし尿及び生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬、処理、公費解体の実施または協力 ・ 自らの事業活動に伴い生じた廃棄物等の適正処理

※「民間事業者・関係団体」については、廃棄物処理事業者、建設事業者、コンサルタント等、それぞれの専門性や役割が異なることから、今後、専門性に応じた支援内容とその役割について詳細の検討を進めていく。

2. 被災自治体・支援自治体・民間事業者等との連携

(1) 基本的な考え方

災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、災害廃棄物対策の推進役として、自治体や国の一部実務を担い、関係者間の調整、保有する知見・システムや標準的なフォーマットの提供等を通じて、課題解決を促進していくものである。発災時については、被災都道府県は域内市町村での広域調整等の支援を実施し、被災市町村は域内の災害廃棄物処理を実施する。また、発災時の支援自治体による活動支援は、自治体間支援の枠組み等を活用し実施されるものとし、また、廃棄物の収集・運搬、処分、公費解体等の災害廃棄物処理の遂行は、従来どおり民間事業者・関係団体（以下、「民間事業者等」という）が担うものとする。

災害廃棄物対策に係る専門支援機関は自治体及び民間事業者等と平時から相互に連携し、自治体の災害廃棄物対策の実効性向上に向けて、意見交換等を通じてコミュニケーションをとり、事前の備えを進める。発災時には、災害廃棄物対策に係る専門支援機関が現地支援に係る調整業務を担うことで、被災自治体の取組と支援自治体及び民間事業者等による支援活動との円滑な連携を促し、関係者が災害廃棄物処理に協同して対応できる体制を構築し、災害廃棄物処理の適正かつ、円滑・迅速な処理の実現を目指す。

(2) 災害廃棄物対策に係る専門支援機関が行う具体的な業務

上記の基本的な考え方のもと、災害廃棄物対策に係る専門支援機関が被災自治体、支援自治体及び民間事業者等との連携において担う具体的な業務は以下を想定する。

- 平時の連携体制構築に係る国、自治体と民間事業者等との間のマッチング、円滑なコミュニケーションのための調整に係る事務支援
- 発災時の現地支援に係る国・自治体の包括的支援、被災自治体の支援ニーズを踏まえた支援自治体や民間事業者等とのマッチング、人材・応援車両等の派遣調整及び関係者が協同して対応できる体制の構築
- 災害廃棄物の収集・運搬・処分、公費解体に係る自治体が行う発注・契約事務や進捗管理支援民間事業者等との調整、技術的助言
- 被害規模や範囲、自治体の体制等を踏まえ、必要性が認められる範囲における計画策定・設計・調査等の支援及び技術的助言 等

3. 関係機関との連携

(1) 基本的な考え方

災害廃棄物対策においては、防災庁、国土交通省、法務省、防衛省・自衛隊等の関係機関との連携が不可欠である。これらの関係機関との調整は、環境省本省を中心に行われるが、地域レベルにおいては、地方環境局が

各地方支分部局との調整を行う。災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、国（環境省本省・地方環境局）が行うこれらの関係機関との調整について、必要となる現場情報の収集・整理等について、国に対し支援を行う。

（２）災害廃棄物対策に係る専門支援機関が行う具体的な業務

上記の基本的な考え方のもと、災害廃棄物対策に係る専門支援機関が、環境省と関係機関との連携において担う現場情報の収集・整理等の具体的な業務は以下を想定する。

- 仮置場候補地の抽出及び利用条件等に関する情報整理（国有地の所管省庁との連携に関連）
- 片付けごみの路上堆積場所、堆積量の調査（防衛省・自衛隊との連携に関連）
- 水害時の宅地内土砂混じりがれきの発生箇所、発生量の調査（国土交通省との連携に関連）
- 職権滅失登記対象建物情報の整理（法務省との連携に関連）
- 復興工事におけるコンクリートがらの利用（国土交通省との連携に関連）
- 被災都道府県外への災害廃棄物搬出に係る輸送条件及び港湾利用条件等に関する情報整理（国土交通省との連携に関連） 等

第4 支援の内容

災害廃棄物対策に係る専門支援機関が実施する支援の内容は以下のとおりとする。平時・発災時の支援を通して得た知見・経験を踏まえ、継続的改善により、支援の質の向上を図っていく。

1. 平時

災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、国や自治体が平時の備えとして行う、災害廃棄物処理対応基盤の整備における実務を支援するとともに、全国的な災害対応力の向上に資するため、関係者との連携の下、受援体制及び支援体制の構築、人材育成、実務支援の仕組み及びツールの整備、知見の蓄積・共有、調査研究・技術開発その他必要な支援を総合的に実施する。

具体的には、自治体における発災時の迅速な災害廃棄物処理体制構築に向けて、民間事業者等とも連携し、受援計画を含む災害廃棄物処理計画や災害支援協定の策定・改定支援、自治体職員等に対する研修・訓練パッケージの構築・運営による自治体の災害廃棄物対応力強化を支援する。さらに、契約ひな形の作成・改訂や災害廃棄物処理に係る管理システムの管理・運営等による標準ツールの整備により、自治体における発災時の迅速な災害廃棄物処理体制構築に貢献する。

また、災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、平時・発災時の各種支援を通して得られた災害廃棄物対策に係る経験や技術的知見を体系的に蓄積・整理し、それらのデータ等を利活用した全国的な災害対応力向上に資する情報発信を行う。また、これらのデータ等も活用しながら、今後数億トンレベルの災害廃棄物の発生が見込まれる南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害廃棄物の発生量推計手法の高度化、大規模建物等の特殊建築物への対応、AI、ロボット等の活用による災害廃棄物処理システムの効率化・合理化など、国とともに社会実装を見据えた調査研究・技術開発（※）に取り組み、災害廃棄物対応力の向上・発展に寄与する。

※令和8年度に検討予定の研究・技術開発ロードマップを踏まえ、令和9年度から具体的な研究・技術開発を進めることを想定する。

さらに、平時における自治体・民間事業者等との関係構築が発災時の円滑な支援の基盤となることから、災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、平時業務を通じたこれら関係者との継続的なコミュニケーションにより、信頼関係の醸成に努める。

支援項目	主な内容
受援体制の構築に係る支援	
災害廃棄物対策に係る平時からの備えに関する技術的助言	災害廃棄物処理計画や協定の策定状況等の様々な情報を分析し、各自治体に災害廃棄物対策に必要な平時からの備えに関する技術的助言を実施

災害廃棄物処理計画策定・改定支援	上記の情報分析を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定・改定支援（廃棄物発生量・組成の算定、仮置場候補地検討等）、広域連携・共同策定調整支援
災害支援協定締結支援	自治体間・民間事業者との協定締結・改定支援、マニュアル・チェックリスト整備
研修・訓練パッケージの構築・運営	自治体職員・民間事業者向け研修・訓練パッケージ（e-ラーニング、図上・実地訓練等）の構築・運営
支援体制の構築	
地域ブロック協議会等の運営支援	地域ブロック協議会等への運営支援、各種検討事項への対応
人材バンク・D.Waste-Net の管理・運営	現地調査チームの組成、研修や意見交換会の実施
資機材の調達ネットワーク構築	発災時に不足する資機材の調達先とのネットワークを構築
危険物・処理困難物の処理支援	危険物・処理困難物の安全な処理手法に関する技術的助言、処理先の確保に係る調整支援
発災時の処理委託を想定した自治体の発注・契約支援に係る対応	発注仕様の整備支援、契約ひな形の作成・改訂、民間事業者との事前協議・関係構築
指定最終処分場の理解醸成支援	指定最終処分場の普及啓発資料の作成、関係団体等への説明支援
デジタル支援ツールの整備・運営	
災害廃棄物処理に係る管理システム等の管理・運営	災害廃棄物処理に係る進捗情報を一元化するシステムの構築、管理・運営
デジタル支援ツール活用のための研修・訓練の運営	管理システム等の活用のための研修・訓練の運営
知見蓄積・情報発信	
これまでの災害のデータ・知見蓄積、情報発信	これまでの災害の情報や知見（発生量、組成割合などのデータ蓄積、支援実績の整理、災害記録誌等）、廃棄物等に関連する素材、製品、処理方法等の情報等を収集し、一元的に蓄積・管理した上で、効果的な発信や、国が行う指針マニュアル等の改定支援等を実施
災害廃棄物に関する技術的・システム的な研究・開発	
調査研究・技術開発	災害廃棄物の発生量推計手法の高度化、大規模建物等の特殊建築物への対応、危険物・処理困難物対応、AI/GIS/ドローン等の技術活用検討、災害廃棄物処理システムの合理化

2. 発災時

発災時には、災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、被災自治体及び国による災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保するため、災害の種類、規模、被害状況、自治体の対応体制及び支援ニーズ等に応じ

て、被害状況及び処理上の課題の把握、支援体制の構築、関係者間の連絡調整、計画面・技術面・事務面の実務支援、広域処理に係る調整その他必要な支援を、災害対応の各段階を通じて総合的かつ機動的に実施する。

具体的には、発災初期の被害調査や災害廃棄物発生推計量の算定を行うとともに、被災自治体の支援ニーズを把握し、必要な人的・技術的支援の体制構築及び支援者との調整を行う。また、自治体の災害廃棄物処理方針の検討や支援に必要な情報を整理・分析し、関係者間の調整、発注・契約、施工監理、進捗管理、補助金申請等に係る各種事務を支援する。加えて、被災地域内の処理能力、災害廃棄物の発生量及び性状、処理期限等を踏まえ、必要に応じて、国、関係自治体、民間事業者等との間における広域処理の実施に向けた情報整理及び調整を支援する。

なお、発災時の支援にあたっては、災害の種別（地震、水害等）によって災害廃棄物の発生状況や災害廃棄物処理を進める上での課題が異なることに留意し、災害種別に応じた支援内容の最適化を図っていく。

支援項目	主な内容
発災初期の被害調査・支援ニーズ・規模の把握	
現地支援チームの派遣	・ 災害廃棄物の発生が見込まれる場合、地方環境局と災害廃棄物対策に係る専門支援機関が速やかに現地入り ・ 環境省と連携し、支援団体と調整の上、現地支援チームを組成 ・ 被災自治体の状況により、被害状況調査を行い、必要な支援内容・規模の把握により早期に支援体制を構築
災害廃棄物処理方針検討に係る支援	
災害廃棄物処理に係る管理システム等の提供	・ 管理システム等の標準ツールの提供 ・ 進捗管理によりボトルネックや追加の支援ニーズを把握し、関係者に情報提供し、意思決定を支援
災害廃棄物処理実行計画の作成支援	被害情報等の各種情報や過去災害のデータ・知見の提供と収集した情報の整理・分析により、災害廃棄物処理実行計画作成を支援
災害廃棄物処理全般に係る各種支援調整	
技術的・人的支援のマッチング・調整	被災自治体の支援ニーズを踏まえた、D.Waste-Net、人材バンクを含む他自治体や民間事業者等の支援者のマッチングと派遣調整、広域処理調整を実施
ネットワークを活用した資機材調達支援	ネットワークを活用し、発災時に不足する資機材の調達を支援
発注・契約・施工監理等の各種事務支援	被災自治体の多岐にわたる発注・契約・施工監理等に係る調整・契約事務等を補助
補助金申請業務に係る支援	

災害報告書の作成支援	災害報告書作成に必要な、被害情報等の各種情報や過去災害のデータ・知見を提供
------------	---------------------------------------

第5 支援の流れ

1. 平時の支援

平時における支援は、自治体（市町村・都道府県）からの要請に基づき実施する。

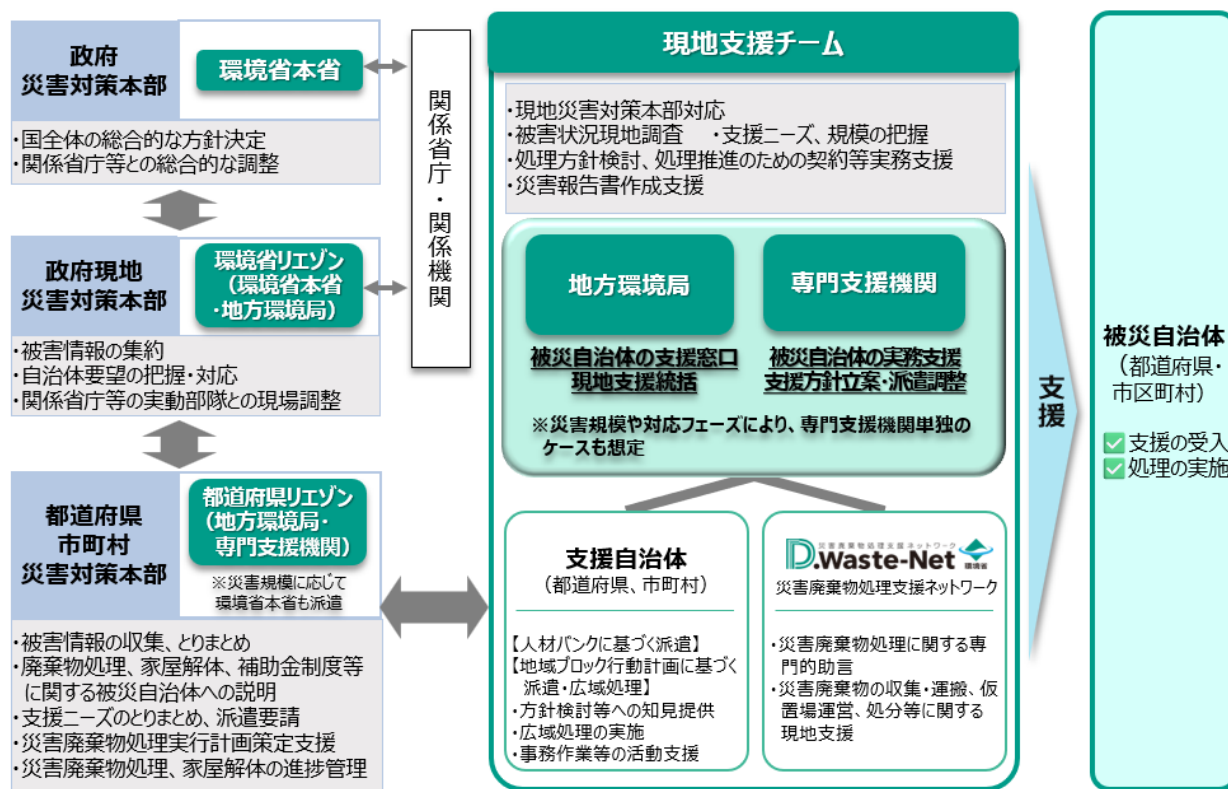
- ① 自治体（市町村・都道府県）が、地方環境局又は災害廃棄物対策に係る専門支援機関に対し支援内容を相談・要請する。
- ② 専門支援機関は地方環境局と連携の上、支援内容・実施スケジュールを調整し、支援を実施する。

2. 発災時の支援

（1）発災時の災害廃棄物処理に係る支援の全体像

発災時には、環境省本省および地方環境局が政府及び自治体の災害対策本部にそれぞれ派遣され、被害情報の収集や自治体要望への対応など、全体調整・統括を行う。

被災自治体（都道府県・市町村）に対しては、地方環境局、災害廃棄物対策に係る専門支援機関を中心に、D.Waste-Net・人材バンク等の支援者にて構成する「現地支援チーム」を派遣し、現地支援にあたる。現地支援チームにより、被災自治体のニーズを把握しながら、被害状況調査、災害廃棄物処理実行計画の策定支援、仮置場の運営・管理への助言といった専門的・技術的支援を迅速かつ一体的に提供する。



(2) 現地支援チームの派遣

災害廃棄物の発生が見込まれる場合、災害廃棄物対策に係る専門支援機関は地方環境局に同行し、速やかに現地に入る。現地での被害状況や自治体の対応体制等を勘案し、プッシュ型での現地支援チームの派遣要否を判断する。また、自治体から現地支援チームの派遣要請を受けた場合、支援内容やその範囲について、被災自治体と調整する。

続いて、支援規模把握のための現地調査等を行うべく、国又は災害廃棄物対策に係る専門支援機関から廃棄物処理業者等に対し、先遣隊の派遣を要請する。先遣隊による現地調査により、支援者、資機材等の派遣規模、派遣時期等を決定、支援者と調整する。必要に応じ、追加の支援者、資機材等の派遣を調整する。

被害状況や自治体の対応体制等に応じ、発災後1～2か月を目途に、現地支援チームの派遣を継続し、支援を実施する。現地の被害実態と自治体の発災初期の事務対応状況等を勘案し、地方環境局・災害廃棄物対策に係る専門支援機関にて、継続派遣の要否を判断する。

² 令和8年度災害廃棄物対策推進検討会（第1回）資料4「専門支援機関の活動における基本的な方針」の策定についてより抜粋

なお、支援にあたっては、被災自治体が自律的に災害廃棄物処理を遂行できる体制を計画的・段階的に移行することを目指し、災害廃棄物対策に係る専門支援機関は国と連携し、被災自治体と支援者とのマッチングや過去の災害における対応を踏まえた専門的助言、一部実務の支援を実施する。

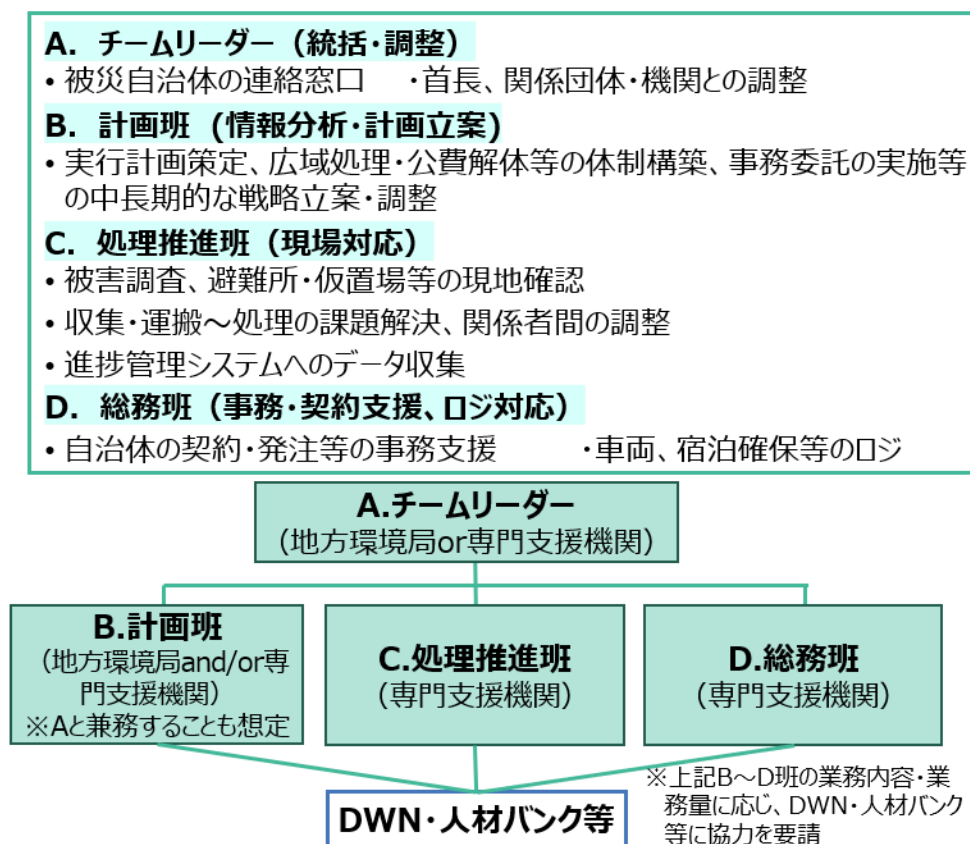
（３）現地支援チームの構成・派遣方針等

現地支援チームの基本構成（例）について以下に示す。

現地支援チームの構成や人数、派遣期間等は、災害の種類（地震・水害等）、被害規模、災害廃棄物発生量、支援先（市町村・都道府県）等によって異なることから、現地支援チームの基本構成、派遣方針については、今後の災害廃棄物対策に係る専門支援機関の支援実績を踏まえ、様々なケースを想定したシミュレーションを行いながら、引き続き検討していく。

○各自治体に派遣する現地支援チームの基本構成（例）

支援先や巡回支援する自治体数、被害の程度、事務委託の有無などにより各班の役割・構成が変わることから、今後様々なケースを想定したシミュレーションを行う。



³ 令和8年度災害廃棄物対策推進検討会（第1回）資料4「専門支援機関の活動における基本的な方針」の策定についてより抜粋

3. 被災自治体における受援体制の構築

発災時の被災自治体のマンパワー・処理能力不足等に対し、前述の現地支援チームをはじめ、被災自治体が締結する各種協定に基づく支援や国その他の人的支援制度等、外部からの応援の受入が必須となる。そのため、平時から支援要請手順の明確化及び受援体制の構築に関し検討を行うことが重要であり、災害廃棄物対策に係る専門支援機関は、下図を参考に平時から自治体の受援体制の構築の検討を支援する（検討の結果は、災害廃棄物処理に係る計画に記載しておくことも有効）ことで、被災自治体の取組と支援自治体及び民間事業者等による支援活動との円滑な連携を促し、関係者が災害廃棄物処理に協同して対応可能な体制を構築できるようにする。

4

○発災時の被災自治体における受援体制構築

- 1 被害、事態の予測、被害状況、職員参集状況の把握
- 2 受援班（支援受入調整窓口）の設置
 - ・庁内関係部署との調整や外部からの支援要請を担う
- 3 庁内応援、都道府県応援の要請（受援班の体制確保）
 - ・庁内災害対策本部に対し、庁内からの応援の必要性を伝える
 - ・都道府県と調整し、職員派遣を要請
- 4 受援対象業務、必要支援量（人数、資機材等）の選定
 - ・各業務責任者と支援ニーズを整理。（派遣される場合には）現地支援チームと連携し受援対象業務を決定、支援要請先を選定
- 5 支援者の受入
 - ・執務スペースの確保等に加え、被災状況、収集場所、処理施設の情報などの基本情報を支援者に対し提供
- 6 受援業務の開始・状況把握
 - ・業務実施方針等の調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図る
- 7 支援の終了・精算
 - ・受援業務の進捗状況を踏まえ、支援者等と協議し支援の終了を決定。精算が必要な場合は遅滞なく処理。

現地支援チームの受入

○受援体制構築にあたって、平時からの検討が望ましい事項

- 組織体制の整備**
 - ・災害廃棄物処理に係る**庁内対応体制**、指揮命令系統及び受援班の設置、人員確保策を計画する。
- 受援対象業務の整理**
 - ・災害廃棄物処理業務のうち、**受援対象業務を選定し、受援対象業務ごとに、支援要請先を整理**する。
 - ・様々な支援の枠組みがあることから、**優先する支援要請ルートや遠隔で支援可能な業務等を予め検討**しておくことも必要。
- 受入環境の確保**
 - ・執務スペース、通信環境、資機材等のほか、**支援者の活動拠点となる環境を整備**する。
- 支援者に提供する情報の整理**
 - ・支援者に提供可能な**宿泊場所、活動拠点及び交通手段に関する情報をリスト化**しておく。
 - ・収集運搬体制、処理施設情報、連絡先等、**支援活動に必要な基礎情報をあらかじめ整理**する。
- 費用負担等の事前調整**
 - ・協定等を活用し、費用負担の考え方・精算方法等について関係者間で整理する。

参考；倉敷市災害廃棄物処理受援マニュアル（倉敷市、令和8年3月）
市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（内閣府(防災)、令和7年4月）

⁴ 令和8年度災害廃棄物対策推進検討会（第1回）資料4「専門支援機関の活動における基本的な方針」の策定についてより抜粋

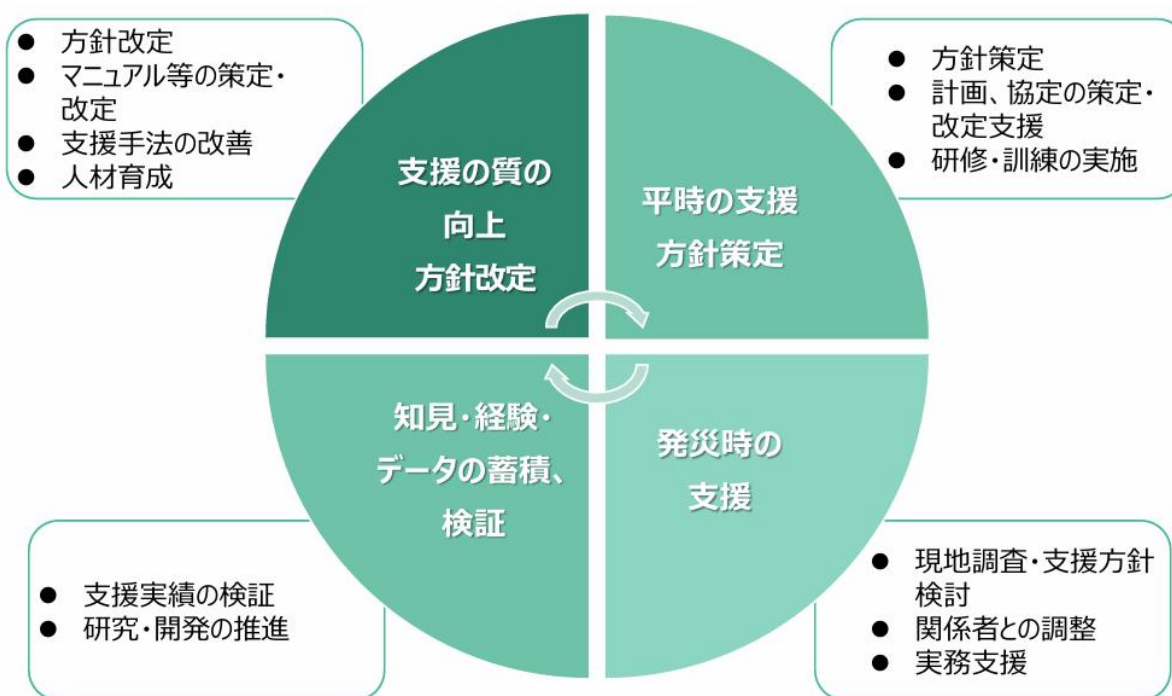
第6 継続的改善

1. 継続的改善の実施

本方針に基づく支援の実施状況については、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を行う。具体的には、各災害における支援の実績・課題を体系的に整理・検証し、その結果を本方針及びマニュアル等の改定に反映することで、支援の質の向上を図る。

なお、今後、災害の種類（地震・水害等）・規模等を踏まえた支援フローのシステム化に係る検討を進めるとともに、災害廃棄物対策に係る専門支援機関による支援実施例の提供、及び自治体の災害廃棄物対策に資する各種情報提供やマニュアル等の策定・改定を予定している。

5



⁵ 令和8年度災害廃棄物対策推進検討会（第1回）資料4「専門支援機関の活動における基本的な方針」の策定についてより抜粋